

〒754-0894 山口県山口市佐山 717-1
ファーストリテイリング株式会社

最高経営責任者 柳井 正様
ユニクロ執行役員兼法務部 CSR チーム部長 新田 幸弘様

2016 年 9 月 29 日

ファーストリテイリング株式会社への公開書簡

最高経営責任者 柳井正様
ユニクロ執行役員兼法務部 CSR チーム部長 新田幸弘様

ご存知のとおり、2015 年 9 月からファーストリテイリング株式会社のサプライヤーである Zhong Yin B (Cambodia) Textile Co.Ltd. の 47 名の労働者と 3 名の労働組合のリーダーは失職したままとなっています。彼らは、カンボジアの労働組合である C.CAWDU (Coalition of Cambodian Apparel Workers' Democratic Union: カンボジアアパレル労働者民主連盟) における活動を理由に解雇されました。2016 年 2 月、この組合つぶしの行動に抗議するためにストライキを行った彼らの同僚も 200 名以上が解雇されました。また、これに飽き足らず、工場経営陣は、2 月のストライキに参加した 55 名の労働者に対して、労働者側が合法ストライキとみなしている怠業および怠業への勧誘を行ったことを理由に、解雇通告を行いました。

私たち、カンボジア、アメリカ、ヨーロッパ、香港、日本の本公開書簡署名者一同は、この紛争における貴社の不作為について注視してきました。私たちは、事態が深刻化する中、Zhong Yin 社の経営陣に対し、2015 年 9 月に解雇された労働者を復職させるというカンボジア労働法の正確な解釈をした仲裁評議会の裁定に従い、そして、仲裁評議会の裁定を履行しつつ、2016 年 2 月のストライキによって解雇された労働者を復職させるためにカンボジア法で保障されたストライキをする権利を尊重するようにという明確なメッセージを送るよう、数度に渡って貴社に要請してきました。

しかし、貴社は、第一のグループについては、仲裁評議会の解釈を無視することを表明し、第二のグループについては、Zhong Yin 社が起こした裁判の結果を待つという、正反対の対応をされました。裁判所は 2016 年 7 月、Zhong Yin 社に対し有利な判決を出しました。しかし、カンボジアの CENTRAL (Center for Alliance of Labor & Human Rights) の弁護士の法的分析によると、裁判進行において重大な手続き上及び法的理由付け上の誤りがあったことが明らかになったほか、仲裁評議会の裁定がカンボジア労働法を正確に解釈していることが説明されています。労働組合は、決定に対し上訴しましたが、もし、上手くいったとしても判決が出るまでには数年がかかる見込みです。

Zhong Yin 社の解雇は、労働者の結社の自由への干渉、労働組合への加入やその活動にたいする制裁を禁止する貴社の行動規約に違反しています。Zhong Yin 社の 2015 年 9 月と 2016 年 2 月の行動は明確にこれに当たります。また、違反が判明した場合、合理的期間内に問題を解消するための是正措置に合意することが貴社には求められています。

一方、解雇された労働者の状況は、ますます喫緊の対応が必要となっています。彼らは、厳しい経済的困難に直面し、彼らの家族は、収入を失ったことによって多大な困難に苦しんでいます。労働者の一部は、賃貸料を払えなくなったため住む場所をなくし、多くの家族にとって、日々の最低限の食事さえ、贅沢品とみなされています。

このような事態は継続されるべきではなく、それゆえに、私たちは、本日3つの大陸において、消費者や他の人々に対し、Zhong Yin社で何が起きているのか、そして、Zhong Yin社に關係するブランドが、労働者の申し立てにどのように反応しているのかを知らせるためのキャンペーンを立ち上げました。私たちは、H&MやLindexをはじめとする他のブランドが、工場経営陣に対し、仲裁評議会の裁定を支持し、労働者を復帰させるように求めていることを知っています。私たちが知る限りでは、貴社は、いまだに工場経営陣に対し同様のメッセージを送っておらず、他のブランドと協同し、影響力を強めようとしていないたった1つのブランドです。しかし、このような対応は今からでも行なうことができます。そして、こうした対応は、「企業が悪影響を防止し、緩和することができる影響力を有している場合、その影響力は行使されるべきである」と定める国連のビジネスと人権に関する指導原則に合致しています。

再度申し上げますが、仲裁評議会は尊重すべき中立的な機関であり、彼らの正しいカンボジア労働法の解釈は、貴社のサプライヤーであるZhong Yin社の違反を是正するための適当で迅速な対応の指針となるものです。

従って、私たちは、貴社に対し、以下のことを要請します。

- Zhong Yin社の経営陣及びその親会社であるBeijing Joywin Fashion Textile Co., Ltd.の経営陣に対し、貴社が、仲裁評議会の裁定とそのカンボジア労働法の解釈を支持する点、そして、解雇された労働者は、彼らが強制的に仕事を追われた期間分の給与を即時に支払われた上で、工場に復帰させるべきである点を伝えること。
- Zhong Yin経営陣に対し、貴社が、行動規約に基づいた是正措置を取る義務に従って、紛争解決のためにC.CAWDUとの交渉に参加する用意があることを明確にすること。
- 親会社に対し、今後、他の工場に発注するかどうかは、Zhong Yin経営陣の労働団結権侵害の問題が迅速に解決するかにかかっている事を表明すること。
- Zhong Yin社や親会社であるBeijing Joywin社に属する多くのサプライヤーに発注を行っている他のブランド、例えばH&MやLindexと共同することで、貴社の影響力を強化すること。

私たちは、貴社が、迅速かつ責任をもって行動し、貴社が持つ全ての影響力を行使し、労働者の基本的権利である結社の権利を保障することを要請します。

10月4日までに、長引くこの重大な懸念すべき状況を解決するために、どのような手段を講じる計画があるのか、ご回答ください。

署名者一同

Athit Kong
Vice President
Coalition of Cambodian Apparel Workers' Democratic Union (C.CAWDU)

Yuen-ki Yeung
Campaign Officer
Hong Kong Confederation of Trade Union

Edgar Romney
Executive Secretary Treasurer
Workers United - SEIU

May Wong
Director
Globalization Monitor

Chen Pin Yu
Project Officer
Students and Scholars against Corporate Misbehaviour (SACOM)

Carin Leffler
Urgent Appeals Coordinator
Clean Clothes Campaign

Tola Moeun
Executive Director
Center for Alliance of Labor & Human Rights (CENTRAL)

Kazuko Ito
Secretary General
Human Rights Now

Kazuoki Ono
Chairperson
Consumers Union of Japan

Noel Colina
Coordinator Asia
International Union League for Brand Responsibility

Shoko Uchida/ Tadaaki Ooe
Co-president
Pacific Asia Resource Center (PARC)